

## 九州大学における履修証明プログラムに関する規程

平成20年度九大規程第75号

施行：平成20年12月1日

最終改正：令和4年3月31日

(令和3年度九大規程第106号)

### (趣旨)

第1条 この規程は、九州大学（以下「本学」という。）における、学校教育法（昭和22年法律第26号）第105条及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第164条の規定に基づく履修証明を行うプログラム（以下「履修証明プログラム」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (履修証明プログラムの編成等)

第2条 履修証明プログラムは、本学が開講する講習若しくは授業科目又はこれらの一部により体系的に編成するものとする。

- 2 履修証明プログラムは、主に本学の学生以外の者を対象に体系的な知識・技術等の習得を目指した課程とし、学部、学府その他の部局等に開設するものとする。
- 3 履修証明プログラムを受講する者を履修証明プログラム生と称する。
- 4 本学の正規学生以外の履修証明プログラム生については、原則として、科目等履修生として受け入れる。

### (履修資格)

第3条 履修証明プログラムの履修資格は、九州大学学部通則（平成16年度九大規則第2号）第8条第1項各号又は九州大学大学院通則（平成16年度九大規則第3号）第10条第1項各号若しくは第12条第1項各号のいずれかに該当する者のうちから履修証明プログラムを開設する学部、学府その他の部局等（以下「開設部局等」という。）において定めるものとする。

### (履修証明プログラムの届出及び公表)

第4条 開設部局等の長は、当該開設部局等の教授会、運営委員会等の議を経て、履修証明プログラムの名称、目的、総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件、受講料その他総長が必要と認める事項を総長に届け出なければならない。

- 2 開設部局等の長は、届出後に前項に掲げる事項に変更が生じたときは、その旨を総長に届け出なければならない。
- 3 総長は、前2項の届出があったときは、教育企画委員会に報告の上、第1項に掲げる事項を公表するものとする。

### (履修の許可)

第5条 履修証明プログラムの履修の許可は、開設部局等の教授会、運営委員会等の議を経て開設部局等の長が行う。

### (受講料)

第6条 履修証明プログラムの受講料及び徴収方法等は、別に定めるところによる。

### (記録の作成と管理)

第7条 開設部局等は、履修証明プログラムの履修者の学籍その他教務に関する記録を作成し、管理しなければならない。

### (修了の認定及び履修証明書の授与)

第8条 履修証明プログラムの修了要件を満たした者は、修了の認定を受け、その事実を証する履

修証明書の交付を受けることができる。

2 履修証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

(実施体制の整備)

第9条 開設部局等は、履修証明プログラムの編成及び履修証明プログラムの課程の実施状況の評価並びに履修証明書の交付を行うために必要な体制を整備しなければならない。

(状況報告及び調査)

第10条 総長は、必要があると認めるときは、教育企画委員会を通じて、開設部局等の長に対し履修証明プログラムの実施状況等に関する報告を求め、又はその状況を調査する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、履修証明プログラムの実施に関し必要な事項は、開設部局等の長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年12月1日から施行し、平成20年4月1日以降に開設した履修証明プログラムから適用する。

附 則 (平成24年度九大規程第111号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年度九大規程第150号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年度九大規程第17号)

この規程は、令和元年8月1日から施行する。

附 則 (令和2年度九大規程第46号)

この規程は、令和3年2月9日から施行する。

附 則 (令和3年度九大規程第106号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式

第 号

履 修 証 明 書

氏 名

年 月 日 生

学校教育法第105条の規定に基づき、所定の下記プログラムを修めたことをここに証する。

記

プログラムの名称

プログラムの概要

総時間数

年 月 日

開設部局等の長